



交通ルールについて



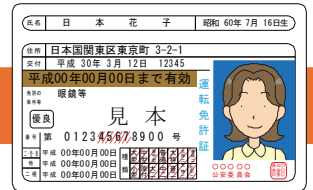
道路標識を知ろう



自動車を運転するには

運転免許証の種別

～いずれかの運転免許証が必要です～



日本の運転免許証	有効期間内
道路交通に関する条約 (ジュネーブ条約) に基づく国際運転免許証	日本に上陸した日から起算して1年間又は当該免許証の有効期間のいずれか短い期間 ※ただし、住民基本台帳に記録されている者が出国し、3ヶ月未満のうちに帰国(上陸)した場合は、当該帰国(上陸)の日は運転可能期間の起算日とはならない。
自動車等の運転に関する外国の運転免許証 (注)	

(注) ・スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、台湾の5カ国1地域のみ有効
 ・政令で定める者が作成した日本語による翻訳文の添付が必要

※令和7年9月30日現在の情勢、制度に基づき作成しています。

みんなで守ろう ちばサイクリール

～千葉県自転車安全利用ルール～

自転車に乗る前のルール

- ①自転車保険に入ろう
- ②点検整備をしよう
- ③反射材をつけよう
- ④ヘルメットをかぶろう
- ⑤飲酒運転はやめよう

自転車に乗るときのルール

- ①車道の左側を走ろう
- ②歩いている人を優先しよう
- ③ながら運転はやめよう (傘差し、スマホ、音楽など)
- ④交差点では安全確認しよう
- ⑤夕方からライトをつけよう

